

令和8年 4月 適正化巡回指導項目別調査結果

区分	重点	評価点	調査事項	指導件数	(否)件数	(否)率(%)	順位	
Ⅰ. 事業計画等			1.主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	80	9	11.3		
			2.営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	80	4	5		
			3.自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	80	3	3.8		
			4.乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適切か。	80	6	7.5		
		1	5.乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	80	7	8.8		
			6.届出事項に変更はないか(役員・社員・特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等)(本社巡回に限る)。	55	0	0		
			7.自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	80	0	0		
			8.名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	80	1	1.3		
Ⅱ. 帳票類の整備、報告等		1	1.事故記録が適正に記録され、保存されているか。	39	0	0		
			2.自動車事故報告書を提出しているか。	5	0	0		
		1	3.運転者台帳が適切に記入等され、保存されているか。	80	2	2.5		
		1	4.車両台帳が整備され、適切に記入等されているか。	80	1	1.3		
			5.事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか(本社巡回に限る)。	54	4	7.4		
Ⅲ. 運行管理等		1	1.運行管理規程が定められているか。	80	1	1.3		
		○	2.運行管理者が選任され、届出されているか。	75	2	2.7		
		1	3.運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	74	10	13.5	⑨	
		1	4.事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。	80	0	0		
		○	3	5.過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割りりが作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適切に管理されているか。	80	19	23.8	③
		3	6.過積載による運送を行っていないか。	76	0	0		
		○	3	7.点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	80	12	15	⑧
		1	8.乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	80	0	0		
		1	9.運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	69	3	4.3		
		1	10.運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	17	3	17.6	⑥	
		○	3	11.乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	80	8	10	
		○	2	12.特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	64	26	40.6	②
		○	2	13.特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	64	14	21.9	④
Ⅳ. 車両管理等		1	1.整備管理規程が定められているか。	76	0	0		
		○	2.整備管理者が選任され、届出されているか。	75	2	2.7		
		1	3.整備管理者に所定の講習を受けさせているか。	73	13	17.8	⑤	
		1	4.日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適切に行っているか。	80	1	1.3		
		○	3	5.定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	80	14	17.5	⑦
Ⅴ. 労基法等		1	1.就業規則が制定され、届出されているか。	37	4	10.8		
		1	2.36協定が締結され、届出されているか。	79	3	3.8		
		1	3.労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。	80	2	2.5		
		○	3	4.所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適切にされているか。	80	35	43.8	①
Ⅵ. 法定福利			1.労災保険・雇用保険に加入しているか。	79	2	2.5		
			2.健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	79	10	12.7	⑩	
Ⅶ. 運輸安全マネジメント		2	1.運輸安全マネジメントの実施は適切か。	80	0	0		

※「重点」の項目は、巡回時において調査する38項目中○印の9項目です。否がある場合は総合評価が1段階下がる判定となります。
 ※「評価点」の項目は、太枠の25項目であり、安全性評価事業(Gマーク)の点数で合計40点です。

巡回種別/評価区分	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	14	31	19	2	2	0	68
新規(新規参入)	0	0	1	0	0	0	1
新規(新設営業所)	3	6	2	0	0	0	11
特別(労基通報による乗務時間調査)	0	0	0	0	0	0	0
特別(支局監査後の改善確認)	0	0	0	0	0	0	0
個別(5両未満の霊柩事業者)	0	0	0	0	0	0	0
合計	17	37	22	2	2	0	80
比率	21%	46%	28%	3%	3%	0%	100%